

予想される改正の方向性と、  
それを踏まえた対策の立案

## 四 資産課税等

### 1 .相続税・贈与税

#### (1) 改革の基本的考え方 ー経済社会の構造変化への対応と負担の適正化ー

相続課税を取り巻く環境は、次のように大きく変わってきている。

- ① 経済のストック化の進展により、今後、相続による資産移転の増加が見込まれること
- ② 社会保障の充実により老後扶養における公的な負担の役割が高まっていることから、相続時に残された個人資産については、その一部を社会へ還元する必要があると考えられること
- ③ 高齢化の進展により、相続による財産取得が相続人のライフサイクルのより後半にシフトしてしく結果、相続財産が相続人の経済的基盤を形成する意味合いが相対的に薄れつつあること

かかる状況を踏まえ、従来より広い範囲に適切な税負担を求める必要がある。

その際、負担の適正化の観点から最高税率については引き下げる一方、累進は現行程度の水準を維持することが適当である。

暦年で単一年の課税であるわが国の贈与税においては、相続税の課税回避を防止する観点から税負担は比較的高い水準に設定されている。高齢化の進展に伴って相続による次世代への資産移転の時期がより後半にシフトしていることから、資産移転の時期の選択に対する中立性を確保することが重要となってきた。高齢者の保有する資産（金融資産のみならず住宅等の実物資産も含む）が現在より早い時期に次世代に移転するようになれば、その有効活用を通じて経済社会の活性化に資するといった点も期待されよう。**このような観点から、相続税・贈与税の調整のあり方（生前贈与の円滑化）を検討すべきである。**

（出典：税制調査会 平成14年6月 あるべき税制の構築に向けた基本方針）

## (3) 贈与税の改革の方向性

### ① 相続税・贈与税の一体化

高齢化社会の到来につれ、生前贈与の社会的要請も根強い。かかる観点から、相続税・贈与税の累積課税化も含め、両者を一体化する方向で検討する。(補論参照)

累積課税化の方法は、一生累積課税方式と一定期間累積課税方式の二つに大別されるが、いずれの方式も、納税者、執行当局の双方に財産の長期管理を要求する仕組みである。したがって適正な執行を確保する上では、その導入に当たり執行当局のより一層の機械化の推進、立証責任の転換や除斥期間・時効の延長等の検討、納税者番号制度の導入など、長期にわたる財産移転の記録、確認、名寄せ・突合等が可能となる環境整備が必要不可欠となる。

それまでは、二つの累積課税方式のいずれについても完全な形で実施することはできない。生前贈与の必要性の程度、国民の財産保有のあり方等を踏まえ、今後、累積課税のための仕組みをどのように整備していくのかを検討すべきであろう。これにあわせ、次世代への資産移転の時期の選択に対して中立性を重視する観点等から贈与税を見直すことの必要性を踏まえれば、暫定的な措置（⇒相続時精算課税制度）の導入を検討すべきである。

なお、相続税・贈与税の一体化や暫定的な措置の検討に当たっては、贈与を管理する期間が長期にわたること等により、一部の資産家を中心に計画的な租税回避行為を誘発するおそれや、執行の困難性に伴う課税の脱漏のおそれがあることを踏まえ、十分な方策を講じる必要がある。

### ② 第三者に対する贈与の取扱い

最終的に相続関係のない第三者に対する贈与の課税のあり方が問題となっているこれに関しては、贈与の実態を見極めた上、相続税の課税回避防止として機能をも踏まえ、所得課税へ移行させるとも考え得る。

(出典:税制調査会 平成14年6月 あるべき税制の構築に向けた基本方針)

## 補論

### 3. 一生累積課税方式と一定期間累積課税方式

「生前贈与を相続と一体として捉え、両者を相続時点まで完全に累積し、課税についてもその時点で清算を行う」という考え方を貫徹すれば、一生にわたる贈与を累積し、相続と合わせて課税（各年ごとに累積贈与額に対する税額を納付、過年分納付額は税額控除、相続においては納付贈与税額を控除）する一生累積課税方式を採用すべきこととなる（その際、相続関係のない者については別途の課税を行う）

他方、「贈与と相続との完全な累積・清算」という考えには必ずしもとらわれず、現実的なレベルで贈与・相続を通じた税負担を平準化する考え方からは、一定期間にわたる贈与を累積して課税（各年ごとに過去一定期間内の累積贈与額に対する税額を納付し、過年分納付額は税額控除、相続前一定期間内の贈与は相続と合わせて課税）する一定期間累積課税方式が導かれる

一生累積課税方式は、基本的には、生前贈与を行ったとしても、又はすべてを相続したとしても合計税負担額は変わらず、親子間の財産移転のタイミングの選択に対し中立的という利点があるが、執行が困難であるという問題点がある。

一定期間累積課税方式は、相続前一定期間外の生前贈与が多いほど相続時の負担は減少し、生前贈与を促進する働きがある。生前贈与と相続との間の中立性はある程度確保されるものの、一生累積課税方式には劣っている。一方、税務執行については、一生累積課税方式ほど困難でない。

# 一生累積課税方式と一定期間累積課税方式の比較

	一生累積課税方式	一定期間累積課税方式
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 財産移転のタイミングの選択に対し中立的である。</li> <li>➤ 意図的な税負担の回避を防止できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 生前贈与と相続との間の中立性はある程度確保される（一生累積課税方式よりは劣る）。</li> <li>➤ 期間内においては、意図的な税負担の回避を防止できる。</li> <li>➤ 税務執行については、一生累積課税方式ほど困難でない。</li> <li>➤ 納税者にとっての負担が少ない。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 執行が困難である。</li> <li>➤ 納税者にとっての負担が大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 執行が多少困難である。</li> <li>➤ 期間外では、意図的な税負担の回避を防止できない。</li> </ul>

# 贈与税の課税方式

項目	暦年課税制度	相続時精算課税制度
概要	暦年（1月1日から12月31日までの1年間）毎に、その年中に贈与された価額の合計額に対して贈与税を課税する制度	祖父母又は親から直系卑属への贈与について、 <b>選択性</b> により、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度
贈与者	制限なし	<b>60歳以上</b> の直系尊属 （祖父・祖母・父・母ごとに選択可）
受贈者		<b>20歳以上</b> の子・孫（各人ごとに選択可） ※
選択の届出	不要	必要（ <b>一度選択すると、相続時まで継続適用</b> ）
控除	基礎控除額（毎年）：110万円	特別控除限度額： <b>2,500万円</b> （限度額まで複数年にわたり使用可）
税率	基礎控除額を超えた部分に対して 10%～55%の累進税率	特別控除限度額を超えた部分に対して <b>一律20%の税率</b>
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与税の申告書を提出し、納税	選択を開始した年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書及び申告書を提出し、納税
相続時精算	相続税とは切り離して計算 （ただし、相続人に対する相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算される）	相続税の計算時に納付済の贈与税と精算 （ <b>贈与財産は贈与時の時価で評価</b> ）

※ 令和4年4月1日以後の贈与からは18歳以上に引き下げられる。

候補①	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 推定相続人、孫は相続時精算課税制度を採用</li><li>✓ それ以外の者は、暦年課税制度</li></ul>
候補②	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 10年間にわたる贈与を累積して課税</li><li>✓ 相続時精算課税制度は廃止</li></ul>

# 相続時精算課税制度の計算方法の改訂（予想）

## ■ 相続時精算課税における贈与税の計算式

$$\left( \begin{array}{l} \text{その年分の贈与財産の価} \\ \text{額の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(2500万円) ※} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{税率} \\ 20\% \end{array}$$

※ 前年以前に控除した金額がある場合には、その残額



## ■ 相続時精算課税における贈与税の計算式

$$\left\{ \left( \begin{array}{l} \text{その年分までの贈与} \\ \text{財産の価額の累計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特別控除額} \\ \text{(2500万円) ※} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{税率} \\ 20\% \end{array} \right\} - \begin{array}{l} \text{前年までに支払済の} \\ \text{贈与税の累計額} \end{array}$$

※ 前年以前に控除した金額がある場合には、その残額

【設例】

年度	贈与財産の価額	特別控除	贈与税の金額
X1年	2,500万円	▲2,500万円	0円
X2年	3,000万円	—	600万円
X3年	2,000万円	—	400万円
計	7,500万円	▲2,500万円	1,000万円

● X3年の贈与税の計算  $\{ (7,500万円 - 2,500万円) \times 20\% \} - 600万円 = 400万円$

# 一定期間（10年間）累積課税方式の計算方法（予想）

## ■ 特例贈与における贈与税の計算式

$$\left( \begin{array}{l} \text{その年分の贈与財産の価} \\ \text{額の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ \text{(110万円)} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{速算表の税率} \\ \text{—} \\ \text{速算表の控除額} \end{array}$$

### ● 特例贈与の留意点

- ✓ 直系尊属（祖父母や父母など）から、その年の1月1日において20歳以上の者（子・孫など）への贈与
- ✓ 夫婦間の贈与は対象外
- ✓ 年の途中で養子縁組をした場合には、縁組後から適用（縁組前は適用不可）

※ 令和4年4月1日以後の贈与からは18歳以上に引き下げられる。

### ● 特例贈与の速算表

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—
200万円超～400万円以下	15%	10万円
400万円超～600万円以下	20%	30万円
600万円超～1,000万円以下	30%	90万円
1,000万円超～1,500万円以下	40%	190万円
1,500万円超～3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超～4,500万円以下	50%	415万円
4,500万円超	55%	640万円

## ■ 一定期間累積課税方式における贈与税の計算式（予想）

$$\left( \begin{array}{l} \text{過去9年分の} \\ \text{贈与財産の} \\ \text{価額の合計額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{本年分の} \\ \text{贈与財産の} \\ \text{価額の合計額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基礎控除額} \\ \text{(1,100万円)} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{速算表の} \\ \text{税率} \end{array} - \begin{array}{l} \text{速算表の} \\ \text{控除額} \end{array} = \text{過去9年間の} \\ \text{贈与税額}$$

# 暦年課税方式と一定期間（10年間）累積課税方式の比較

年	暦年課税方式（現行）			10年間累積課税方式（予想）			
	贈与額	贈与税額	税額累計	贈与額	贈与額累計	贈与税額	税額累計
1年目	500万円	48.5万円（9.7%）	48.5万円	500万円	500万円	0円（0%）	0円
2年目	500万円	48.5万円（9.7%）	97万円	500万円	1,000万円	0円（0%）	0円
3年目	500万円	48.5万円（9.7%）	145.5万円	500万円	1,500万円	50万円（10%）	50万円
4年目	500万円	48.5万円（9.7%）	194万円	500万円	2,000万円	130万円（26%）	180万円
5年目	500万円	48.5万円（9.7%）	242.5万円	500万円	2,500万円	190万円（38%）	370万円
6年目	500万円	48.5万円（9.7%）	291万円	500万円	3,000万円	220万円（44%）	590万円
7年目	500万円	48.5万円（9.7%）	339.5万円	500万円	3,500万円	225万円（45%）	815万円
8年目	500万円	48.5万円（9.7%）	388万円	500万円	4,000万円	225万円（45%）	1,040万円
9年目	500万円	48.5万円（9.7%）	436.5万円	500万円	4,500万円	245万円（49%）	1,285万円
10年目	500万円	48.5万円（9.7%）	485万円	500万円	5,000万円	250万円（50%）	1,535万円
合計	5,000万円	485万円（9.7%）	—	5,000万円	—	1,535万円（30.7%）	—

↑ ..... 1,050万円増加 ..... ↑

- マイナポータルは、政府が運営するWebサイトです。
- 国民一人ひとりのポータルサイトとして、2017年7月以降、様々なサービスが利用可能となっています。

令和2年1月20日より、新たに、**法人設立ワンストップサービスを開始！**

令和元年秋より、新たに、**iPhoneでの利用も可能に！**

## A サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てなどに関するサービスの検索や、オンライン申請（子育てワンストップサービス等）ができます。

## B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

## C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。



## D 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

行政機関同士があなたの個人情報やりとり（照会・提供）した履歴を、確認することができます。

## E もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイト※を登録することで、マイナポータルと一体的に使えるようになります。  
※e-Tax、ねんきんネット、民間送達サービスなど

## その他のサービス

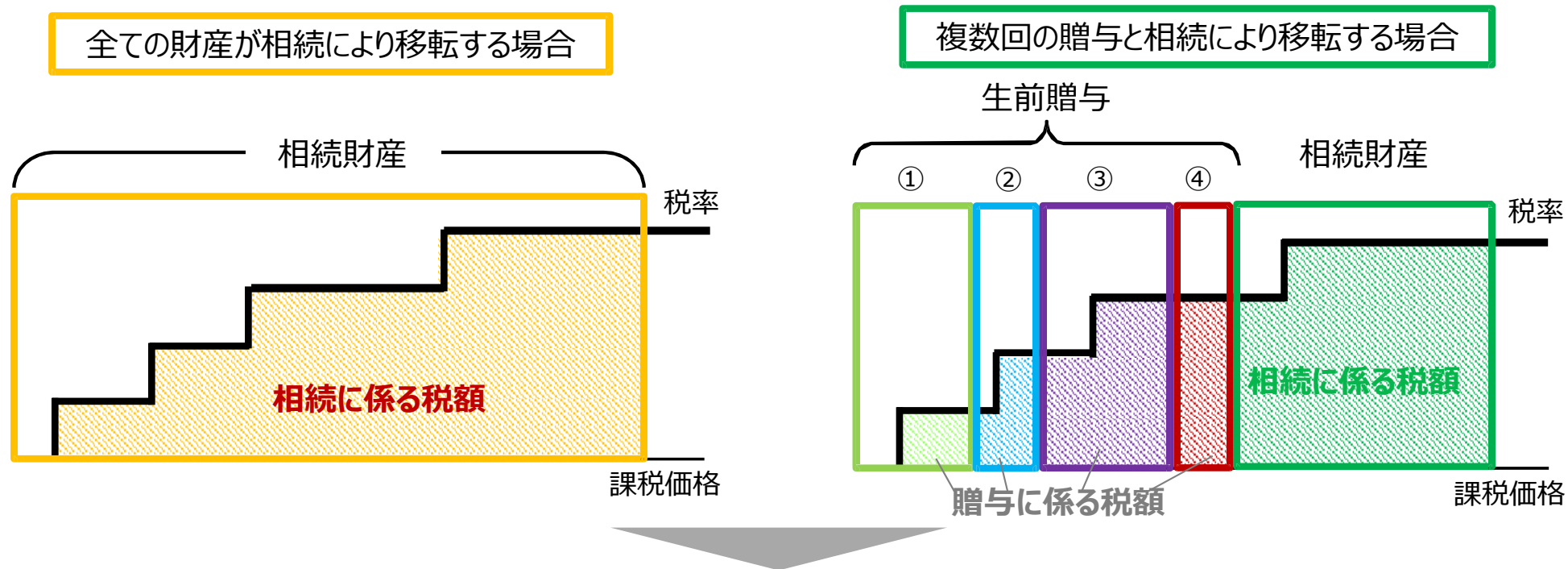
### 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済ができます。

# 資産移転の時期の選択に中立的な税制（イメージ）【再掲】

- 資産の移転の時期（回数・金額含む）にかかわらず、納税義務者にとって、生前贈与と相続を通じた資産の総額に係る税負担が一定となることを、「資産移転の時期の選択に中立的」という。
- 贈与者（取得者）は、税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、ニーズに即した財産の移転が促される。一方で、意図的な税負担の回避も防止される。
- 主要国（米・独・仏）では、贈与税・遺産税（相続税）の税率表が共通で、相続・贈与に係る税負担の中立性が確保される制度を設けている。

（例） 同額の財産を移転する場合の税負担のイメージ



- ✓ 移転の時期にかかわらず、相続・贈与に係る税負担は一定
- ✓ 資産の移転時期の選択に対して税負担が中立的

改正の方向性 (予想)	✓ 推定相続人、孫は相続時精算課税制度のみ ※ 年齢要件は継続 ✓ それ以外の者は、暦年課税制度
----------------	--



## 中 立 的 な 税 制 の 目 的

- 贈与者（取得者）は、**税負担を意識して財産の移転のタイミングを計る必要がなく、**ニーズに即した財産の移転が促される。
- **意図的な税負担の回避も防止**される。

## 達 成 す る た め に は ？

⇒ **贈与時の税負担を抑える方が望ましい**

⇒ **相続財産への合算期間は長い方が望ましい**

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 贈与時の税負担が軽い。</li><li>➤ 税金の計算が簡単である。</li><li>➤ 贈与時に納付した贈与税額が相続税額より高い場合には還付される（相法33の2①）。</li><li>➤ 相続時は贈与時の時価で固定される（相法21の15①）。</li></ul> <p>⇒価格固定効果</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 相続時に財産を取得しなくても、相続税を申告する必要がある（相法21の16①）。</li><li>➤ 相続時に財産を取得しなくても、相続税の連帯納付義務を負う（相法34①）。</li><li>➤ 除斥期間が延長となる。</li><li>➤ 贈与者の死亡以前に受贈者が死亡した場合には、その受贈者の相続人等は、その受贈者が有していた納税に係る権利又は義務を承継する（相法21の17①）。</li></ul>

①

✓ 連年贈与の継続

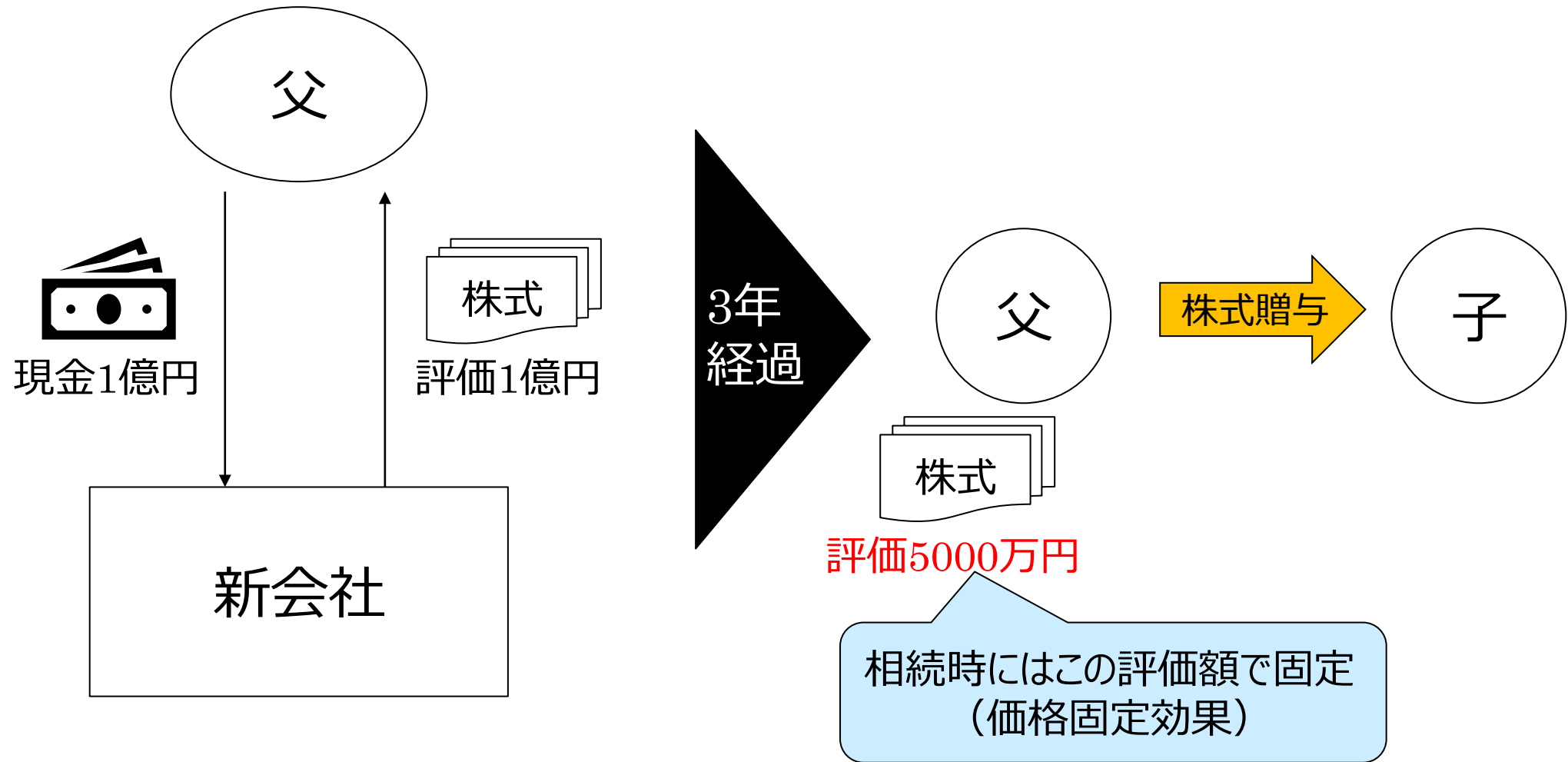
②

✓ 住宅取得等資金に係る贈与税の  
非課税措置の実行（延長？）

③

✓ 法人化の準備（次項）

# 今後主流となるスキーム



# 取引相場のない株式の評価方法

		会社区分	原則的な評価方式
同族株主等が取得した株式	一般の 評価会社	大会社	類似業種比準方式
		中会社	類似方式と純資産方式との併用方式
		<b>小会社</b>	純資産価額方式又は <b>併用方式</b>
	特定の 評価会社	比準要素数1の会社	純資産価額方式又は併用方式
		株式保有特定会社	純資産価額方式又はS1 + S2方式
		土地保有特定会社	<b>純資産価額方式</b>
		<b>開業後3年未満の会社</b>	
		比準要素数0の会社	
		開業前・休業中の会社	清算分配見込額の複利現価方式
		清算中の会社	

# 取引相場のない株式の評価方法

従業員数が70人以上の場合	→ 大会社
従業員数が70人未満の場合	→ 下の表で判断します。

総資産価額（帳簿価額）			従業員数	年間の取引金額			会社の規模とLの割合
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外	
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社
4億円以上	5億円以上	5億円以上	35人超	7億円以上	5億円以上	4億円以上	中会社の大 L=0.90
2億円以上	2億5千万円以上	2億5千万円以上	20人超 35人以下	3億5千万円以上	2億5千万円以上	2億円以上	中会社の中 L=0.75
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超 20人以下	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	中会社の小 L=0.60
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	<b>小会社</b>

はじめに、総資産価額基準と従業員数基準とのいずれか下位の区分を採用します。

次に、左の区分と取引金額基準のいずれか上位の区分により会社規模を判定します。

## 原則的評価方式（会社支配力を有する株主が取得する場合）

原則的評価方式は、評価する株式を発行した会社を従業員数、総資産価額及び売上高により、大会社、中会社、小会社のいずれかに区分し次の方式で評価。

### (1) 大会社

(原則) 類似業種比準価額方式により評価。

(例外) 純資産価額方式による評価を選択することも可。

### (2) 中会社

(原則) 類似業種比準方式と純資産価額方式との併用により評価。

具体的には、中会社を大・中・小に区分し、それぞれ次の算式により評価。

区分	算式
中(大)	類似業種比準価額 × 90% + 純資産価額 × 10%
中(中)	類似業種比準価額 × 75% + 純資産価額 × 25%
中(小)	類似業種比準価額 × 60% + 純資産価額 × 40%

(例外) 純資産価額方式のみによる評価を選択することも可。

### (3) 小会社

(原則) 純資産価額方式により評価。

(例外) 次の併用方式による評価を選択することも可。 **類似業種比準価額 × 50% + 純資産価額 × 50%**

# 取引相場のない株式の評価方法

原則的評価方式（支配株主の評価方法）には、類似業種比準方式と純資産価額方式があります。  
一般的には、「類似業種比準方式＜純資産価額方式」です。

## 類似業種比準方式

1株当たりの類似業種比準価額＝

$$\text{類似業種比準株価} \times \frac{\text{配当比準値} + \text{利益比準値} + \text{純資産（簿価）比準値}}{3} \times \text{勘酌率}$$

（勘酌率：大会社＝0.7 中会社＝0.6 小会社＝0.5）

（注）比準値：対象会社と上場企業（標本）のそれぞれの1株当たりの値を比較した比率

## 純資産価額方式

$$1\text{株当たりの純資産価額} = \frac{\text{相続税評価額による総資産価額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額の法人税額等相当額（注）}}{\text{発行済株式数}}$$

（注）相続税評価額と帳簿価額による純資産価額の差額の37%相当額ですが、マイナスとなる場合は「0」とします。

# 【略歴】高木 真哉（公認会計士・税理士）

株式会社 タクトコンサルティング  
税理士法人タクトコンサルティング

TEL : 03 (5208) 5400 (代表) E-mail : takagi@tactnet.com

## 略 歴

平成15年	横浜市立大学商学部 卒業
平成19年	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社
平成22年	公認会計士登録
平成26年	タクトコンサルティング 入社
同年	税理士登録
平成27年	日本公認会計士協会東京会 税務第二委員会委員
平成28年	同上
令和3年	早稲田大学大学院租税訴訟補佐人制度大学院研修修了

## 主な著書・共著

「ポイント解説 新・事業承継税制Q&A」（日本法令 2018年）  
「法務・税務のすべてが分かる!事業承継実務全書」（日本法令 2018年）  
「不動産組換えの税務Q & A」（大蔵財務協会 2016年）  
「子会社管理の法務・税務」（中央経済社 2015年）